

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う内水面魚種の出荷制限について

本日、原子力災害対策本部（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、北上川（支流を含む。）において採捕されたウグイ、並びに、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）及び江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）において採捕されたイワナ（養殖を除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう指示されました。

このことから、下記のとおり関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ウグイ及びイワナ（養殖を除く。）を採捕しないよう要請しましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限指示の内容

(1) ウグイ

対象水域 宮城県内の北上川（支流を含む。）
（別紙①参照）

(2) イワナ（養殖を除く。）

対象水域 ①二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）
（別紙②参照）

②江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）

※ ただし、漁業権行使規則及び遊漁規則に基づくキャッチ・アンド・リリース区間についてはイワナを対象にした遊漁は可能です。

（別紙③参照）

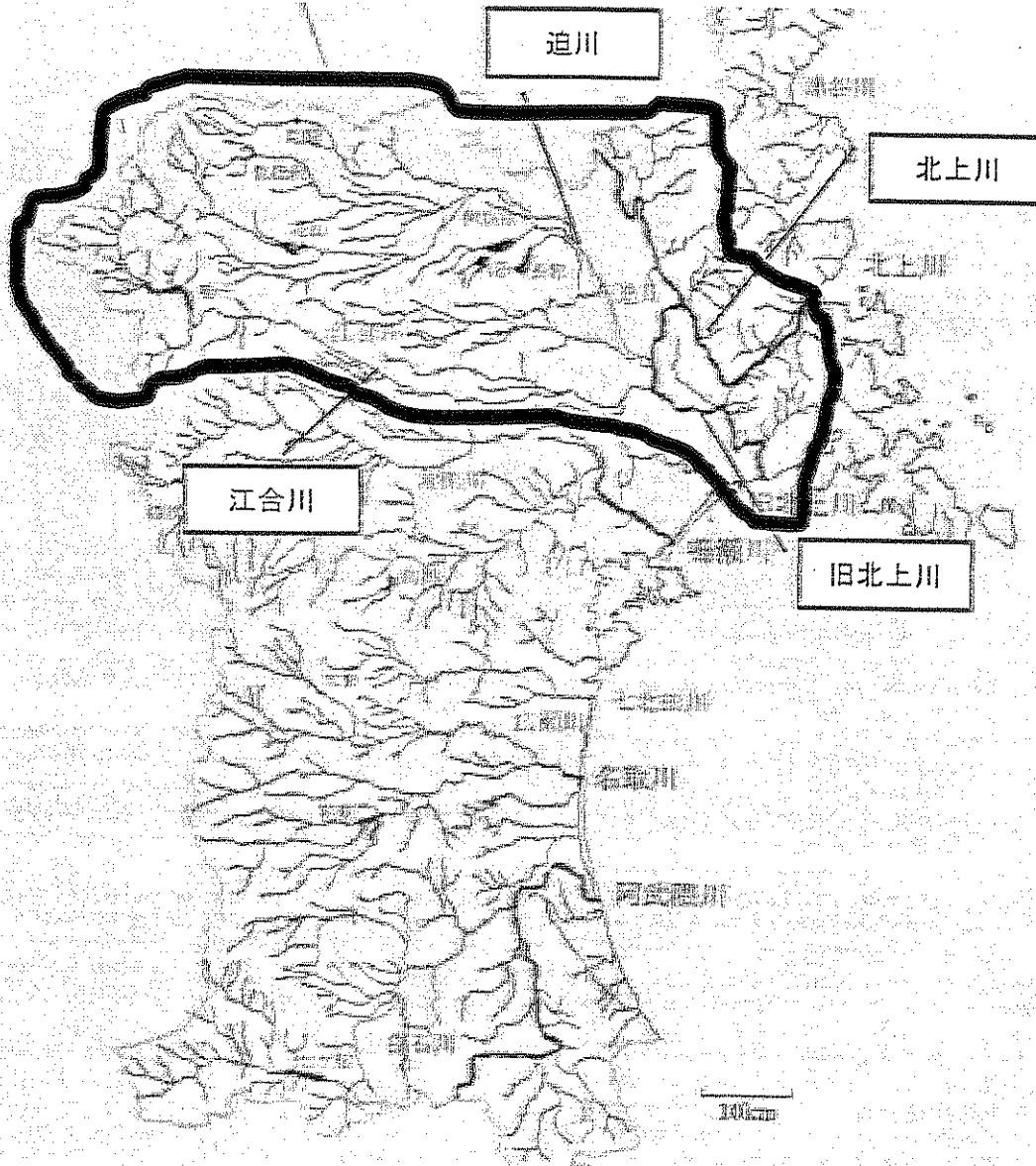
2 県の対応状況

- ・今回の指示に基づき、内水面漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市に対し、所属組合員や遊漁者に対象水域でウグイ、イワナ（養殖を除く。）を採捕しないよう周知することを要請した。
- ・周辺を含む河川において、今後ともウグイ、イワナの検査を強化する。

別紙 ①

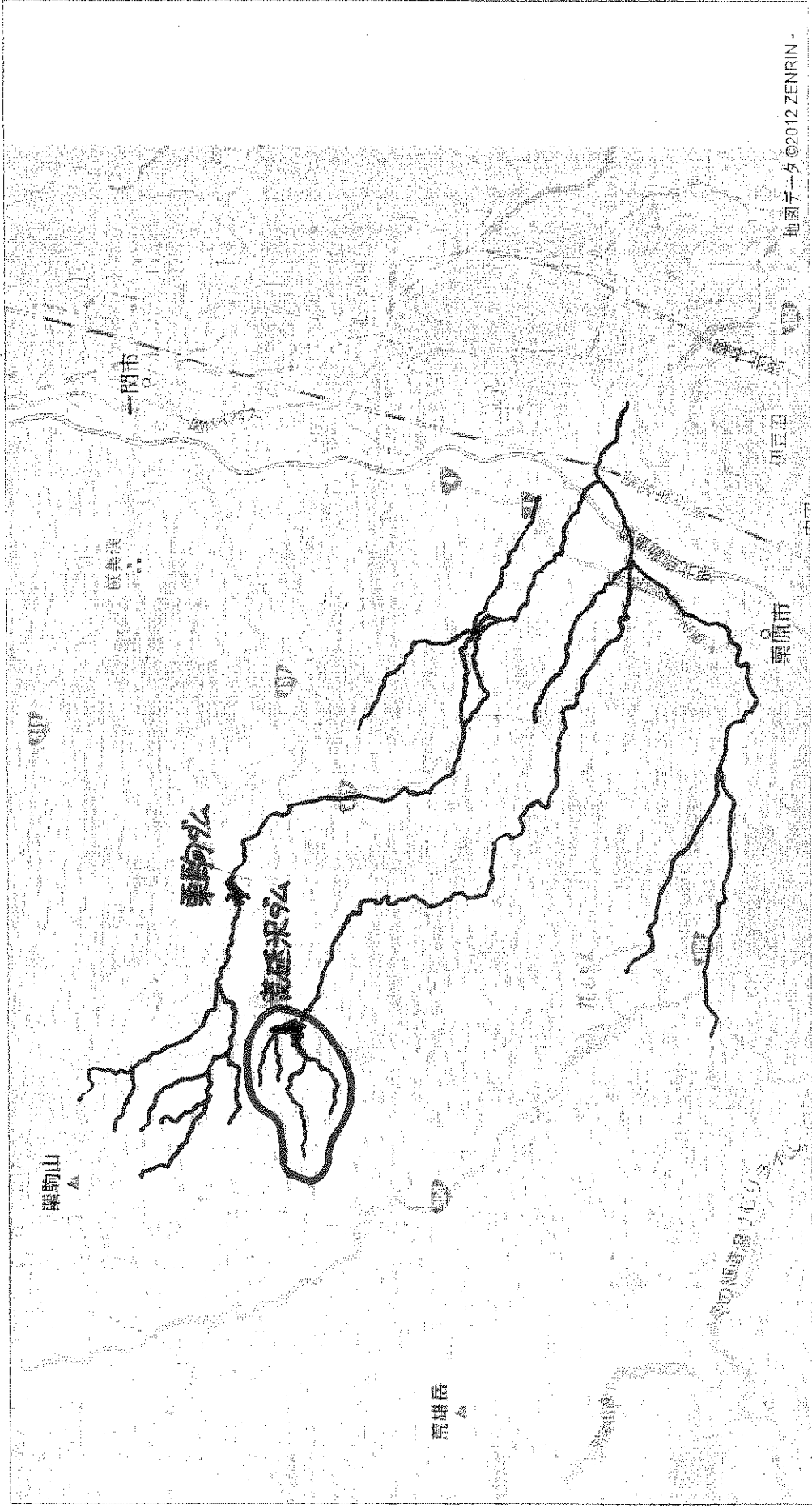
ウグイの出荷制限対象水域

宮城県内の北上川(支流を含む。)



Google

別紙②



Google

別紙 ③

※ただし、漁業協同組合が組合員及び遊漁者に対し、漁業権行使規則及び遊漁規則に基づき、採捕した魚をその場で再放流しなければならぬ旨を義務付けた区間（轟堰堤～軍沢川合流点）を除く。

